

石炭鋁業企業年金基金規約

石炭鉱業企業年金基金規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この企業年金基金（以下「基金」という。）は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、基金の加入者及び加入者であった者（以下「加入者等」という。）の老齢、脱退又は死亡についてこの規約の内容に基づく給付を行い、もって公的年金の給付と相まって加入者等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この基金は、石炭鉱業企業年金基金という。

(事務所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。

北海道釧路市北大通12丁目1番地4

(実施事業所の名称及び所在地)

第4条 基金の実施事業所の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

(公告の方法)

第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所（従たる事務所を含む。）の掲示板に文書をもって掲示する。

2 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第8条、第9条、第53条の2、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報に掲載して行う。

第2章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

第6条 この基金に代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもって組織する。

3 代議員会は、代議員の求めに応じてテレビ会議システム又はWeb会議システム（以下「テレビ会議システム等」という。）を用いて行う。

(定数)

第7条 この基金の代議員の定数は、6人とし、その半数は、実施事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。

(任期)

第8条 代議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満

了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙区)

第9条 加入者において互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の選挙は、1の選挙区で行う。

(互選代議員の選挙期日)

第10条 互選代議員の任期満了による選挙は、互選代議員の任期が終わる日の前20日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終わる日の後20日以内に行うことができる。

2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙の方法)

第11条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、加入者1人について1票とする。

3 前2項の規定による選挙の期日は、7日前までに公告しなければならない。

4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(当選人)

第12条 選挙の結果、多数の投票を得た者から順次当選人とする。ただし、互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。

3 理事長は当選人が決まったときは、当選人の氏名及び所属する実施事業所の名称を公告しなければならない。

4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙執行規程)

第13条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第14条 事業主において選定する代議員（以下「選定代議員」という。）の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。

2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、速やかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。

3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。

4 前項の通知があったときは、理事長は直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。

5 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(通常代議員会)

第15条 通常代議員会は、毎事業年度2回、2月及び7月を常例として、理事長が招集する。

(臨時代議員会)

第16条 理事長は必要があるときは、いつでも臨時に代議員会を招集することができる。

- 2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第17条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して7日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。

- 2 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(定足数)

第18条 代議員会は、代議員の定数（第20条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。）の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 代議員会に出席することのできない代議員は、前条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。

(代議員会の議事)

第19条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

- 2 規約の変更（確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。）第15条各号に規定する事項の変更を除く。）の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。
- 3 代議員会においては、第17条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員の除斥)

第20条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第21条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあつては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあつては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

- 2 前項の規定による代理人は、5人以上の代議員を代理することができない。
- 3 代理人は、代理権を証する書面を代議員会に提出しなければならない。

(代議員会の議決事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員の解任
- (3) 毎事業年度の予算
- (4) 毎事業年度の事業報告及び決算

- (5) 借入金の借入れ
- (6) その他重要な事項

(会議録)

第23条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所（テレビ会議システム等を活用した場合にはその方法を含む。）
 - (2) 代議員の定数
 - (3) 出席した代議員の氏名（テレビ会議システム等により出席した代議員についてはその旨を含む。）、第18条第2項の規定により書面により議決権又は選挙権を行使した代議員の氏名及び第21条の規定により代理された代議員の氏名
 - (4) 議事の経過の要領
 - (5) 議決した事項及び可否の数
 - (6) その他必要な事項
- 2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。
- 3 基金は、会議録を基金の主たる事務所に備え付けておかななければならない。
- 4 加入者等は、基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規則)

第24条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(役員)

第25条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の定数及び選任)

- 第26条 理事の定数は、4人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。
- 2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。
 - 3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
 - 4 理事のうち1人を給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
 - 5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

(役員任期)

第27条 役員任期は3年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

(役員の解任)

第28条 役員が次の各号の一に該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (3) 理事にあっては、第37条の規定に違反したとき。

(役員の選挙執行規程)

第29条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第30条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第31条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 令第12条第4項の規定による理事長の専決処分
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任
- (5) 積立金の管理及び運用に関する方針
- (6) その他業務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第33条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することがで

きる。

(理事会の会議録)

第34条 理事会の会議録については、第23条第1項から第3項までの規定を準用する。

(役員の職務)

第35条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理する。

3 運用執行理事は、理事長を補佐し、積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

5 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第23条の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事2名がこの基金を代表する。

6 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第36条 理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生（支）局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第37条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならない。

(職員)

第38条 この基金の職員は、理事長が任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員の給与、旅費、その他職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 加入者

(加入者)

第39条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる者（以下「従業者」という。）とする。ただし、第53条の規定により老齢給付金の支給要件を満たした者については、加入者としない。

(1) 坑内員

実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（鉱業法（昭和25年法律第289号）第4条に規定する事業の事業場に使用され、かつ、常時坑内作業に従事する被保

険者であって、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号。以下「厚年法」という。）第２条の５第１項第２号に規定する第２号厚生年金被保険者（以下この条において「第２号厚生年金被保険者」という。）及び同項第３号に規定する第３号厚生年金被保険者（以下この条において「第３号厚生年金被保険者」という。）並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号。以下「昭和６０年法律第３４号」という。）附則第５条第１３号に規定する第４種被保険者及び同条第１４号に規定する船員任意継続被保険者のいずれでもないものに限る。以下「厚生年金保険の船員以外の第３種被保険者」という。）たる労働者（以下同じ。）

(2) 坑外員

実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（坑内員並びに第２号厚生年金被保険者及び第３号厚生年金被保険者並びに昭和６０年法律第３４号附則第５条第１３号に規定する第４種被保険者及び同条第１４号に規定する船員任意継続被保険者を除く。以下「厚生年金保険の第１種被保険者又は第２種被保険者」という。）たる労働者（以下同じ。）

（資格取得の時期）

第４０条 加入者は、従業者となった日に、加入者の資格を取得する。

（資格喪失の時期）

第４１条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日に、加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) その使用される事業所が実施事業所でなくなったとき
- (3) 従業者でなくなったとき
- (4) 第５３条の規定により老齢給付金の支給要件を満たしたとき

（加入者期間）

第４２条 加入者期間を計算する場合には、加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

- ２ 坑内員の給付の額の算定の基礎となる期間（以下「坑内員給付額算定期間」という。）は、前項の加入者期間のうち、坑内員となった日の属する月から坑内員でなくなった日の翌日の属する月の前月までの期間とする。

第５章 給付

第１節 通則

（給付の種類）

第４３条 基金は、次の各号に掲げる給付を行う。

- (1) 老齢給付金
- (2) 脱退一時金
- (3) 遺族給付金（一時金）

（裁定）

第44条 給付を受ける権利（以下「受給権」という。）は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、基金が裁定する。

2 基金は、前項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。

3 第1項の規定による給付の裁定の請求は、基金に対し、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち次の各号に掲げるいずれかのもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により提供することにより行うものとし、生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類（以下この条において「基本添付書類」という。）を添付するものとする。

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

4 遺族給付金（一時金）の請求に当たっては、前項に規定する記載事項に加え、第59条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる者（以下「給付対象者」という。）の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行うものとし、基本添付書類及び次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付する。

(1) 第60条第1項第1号及び第2号に掲げる者

死亡した給付対象者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類）その他当該事実を証する書類

(2) 第60条第1項第3号に掲げる者

前号に掲げる書類及び請求者が死亡した給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

5 前項の規定にかかわらず、情報提供等記録開示システム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。以下同じ。）を通じて取得した前項各号に定める書類の内容に係る情報の提供を受けた場合であって、基金により当該書類の内容に係る情報の確認が行われたときは、当該書類の添付を省略することができる。

（端数処理）

第45条 基金の給付のうち一時金として支給されるもの（以下「一時金給付」という。）の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるとき

は、これを100円に切り上げる。

(支給期間)

第46条 基金の給付のうち年金として支給されるもの（以下「年金給付」という。）は、次の各号に定めるとおりとし、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(1) 第54条第1号イ(i)に規定する坑内員老齢年金（終身年金）

終身年金

(2) 第54条第1号イ(ρ)に規定する坑内員老齢年金（加算年金）

5年有期年金

(3) 第54条第1号ロに規定する坑外員老齢年金

5年有期年金

(支払日及び支払方法)

第47条 年金給付の支払日は年4回2月、5月、8月及び11月の各10日（金融機関の休業日である場合には前営業日）とし、それぞれの支払日にその前月分までをまとめて支払う。

2 一時金給付は、裁定の請求の終了した後1月以内に支払う。

3 前2項の給付の支払は、基金が、加入者、加入者であった者又はその遺族があらかじめ指定した金融機関の口座に給付の額を振り込むことによって行う。

(給付の制限)

第48条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者には、遺族給付金（一時金）は、支給しない。給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金（一時金）を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

2 受給権者が、正当な理由がなく法第98条の規定による書類その他の物件の提出の求めに応じないときは、給付の全部又は一部を行わない。

(未支給の給付)

第49条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったもの（以下この条において「未支給給付」という。）があるときは、その者に係る第60条第1項各号に掲げる者は、自己の名で、その未支給給付の支給を請求することができる。

2 未支給給付を受けるべき者の順位は、第60条第1項各号の順位とし、同項第2号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。

3 第1項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、その者に係る第60条第1項各号に掲げる者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

4 第1項の規定による未支給給付の支給の請求は、基金に対し、請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した受給権者の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行うものとし、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。この場合において、請求者が前項の規定に該当する者であるときは、併せて、第44

条第3項の例により、給付の裁定の請求書の提出又は電子情報処理組織を使用する方法による情報の提供をしなければならない。

(1) 第60条第1項第1号及び第2号に掲げる者

死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類）その他当該事実を証する書類

(2) 第60条第1項第3号に掲げる者

前号に掲げる書類及び請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

5 前項の規定にかかわらず、情報提供等記録開示システムを通じて取得した同項各号に掲げる書類の内容に係る情報の提供を受けた場合であって、基金により当該書類の内容に係る情報の確認が行われたときは、当該書類の添付を省略することができる。

6 未支給給付を受けるべき同順位の方が2人以上あるときは、その1人のした未支給給付の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした未支給給付の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(時効)

第50条 受給権の消滅時効については、民法（明治29年法律第89号）の規定を適用する。

(受給権の譲渡等の禁止等)

第51条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金（一時金）を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

(給付に関する通知等)

第52条 基金は、第44条第1項の規定による受給権の裁定その他給付に関する処分をしたときは、速やかに、その内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。

第2節 老齢給付金

(支給要件及び支給の方法)

第53条 加入者期間が20年以上である加入者又は加入者であった者が、60歳に達したときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、60歳以上の加入者が加入者期間20年に達したときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。

(年金額)

第54条 老齢給付金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 坑内員給付額算定期間が20年以上の場合

次のイ及びロに定める額のうち、老齢給付金の受給権者が選択するいずれかの額
イ 坑内員老齢年金

次の(イ)及び(ロ)に定める額を合算した額。ただし、老齢給付金の支給を開始した月から5年を経過した月以後の額は、次の(イ)に定める額とする。

(イ) 坑内員老齢年金(終身年金) 168,000円(月額14,000円)

(ロ) 坑内員老齢年金(加算年金) 324,000円(月額27,000円)

ロ 坑外員老齢年金

646,800円(月額53,900円)

(2) 坑内員給付額算定期間が20年未満の場合

前号ロに定める額

(失権)

第55条 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

(1) 老齢給付金の受給権者が死亡したとき

(2) 5年間の坑外員老齢年金の支給期間が終了したとき

第3節 脱退一時金

(支給要件及び支給の方法)

第56条 加入者が、加入者期間が3年以上20年未満で、加入者の資格を喪失したとき(死亡による資格喪失を除く。)は、その者に脱退一時金を一時金として支給する。

(一時金額)

第57条 脱退一時金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 閉山又は会社都合で退職した場合

次のイ及びロに定める額のうち、脱退一時金の受給権者が選択するいずれかの額(ただし、加入者期間が3年以上であって、坑内員給付額算定期間が3年未満の場合は、ロに定める額とする。)

イ 坑内員脱退一時金

次の(イ)から(ハ)に掲げる坑内員給付額算定期間に応じて当該(イ)から(ハ)に定める額

(イ) 坑内員給付額算定期間3年以上10年未満

150,000円

(ロ) 坑内員給付額算定期間10年以上15年未満

381,600円

(ハ) 坑内員給付額算定期間15年以上20年未満

763,200円

ロ 坑外員脱退一時金

次の(イ)から(ハ)に掲げる加入者期間に応じて当該(イ)から(ハ)に定める額

(イ) 加入者期間3年以上10年未満

150,000円

(ロ) 加入者期間10年以上15年未満

381,600円

(ハ) 加入者期間15年以上20年未満

763,200円

(2) 前号に該当しない場合

1,000円

(失権)

第58条 脱退一時金の受給権は、脱退一時金の受給権者が死亡したときは、消滅する。

第4節 遺族給付金（一時金）

（支給要件及び支給の方法）

第59条 坑内員又は坑内員であった者のうち、次の各号のいずれかに掲げるものが死亡したときは、その者の遺族に遺族給付金（一時金）を一時金として支給する。

(1) 老齢給付金の受給権を有している者（坑内員給付額算定期間が20年以上であって、第54条第1号イに定める坑内員老齢年金を選択した場合に限るものとし、年金の支給開始後10年を経過した者を除く。）及び坑内員給付額算定期間が20年以上であり、かつ、60歳未満の加入者であった者

(2) 坑内員給付額算定期間が20年以上であり、かつ、60歳未満の加入者

2 坑内員若しくは坑内員であった者（前項各号に該当する者を除く。）又は坑外員若しくは坑外員であった者のうち、次の各号のいずれかに掲げるものが死亡したときは、その者の遺族に遺族給付金（一時金）を一時金として支給する。

(1) 老齢給付金の受給権を有している者（坑内員給付額算定期間が20年未満の場合に限るものとし、年金の支給開始後2年6月を経過した者を除く。）及び加入者期間が20年以上（ただし、坑内員給付額算定期間が20年未満の場合に限る。）であり、かつ、60歳未満の加入者であった者

(2) 老齢給付金の受給権を有している者（坑内員給付額算定期間が20年以上であって、第54条第1号ロに定める坑外員老齢年金を選択した場合に限るものとし、年金の支給開始後2年6月を経過した者を除く。）

(3) 加入者期間が20年以上（ただし、坑内員給付額算定期間が20年未満の場合に限る。）であり、かつ、60歳未満である加入者

（遺族の範囲及び順位）

第60条 遺族給付金（一時金）を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。この場合において、遺族給付金（一時金）を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順位とし、第2号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

(2) 子（給付対象者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、当該子を含む。）、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹

- (3) 前2号に掲げる者のほか、給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族

2 遺族給付金（一時金）の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした遺族給付金（一時金）の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした遺族給付金（一時金）の支給は、全員に対してしたものとみなす。

（一時金額）

第61条 第59条第1項各号に該当する者の遺族に一時金として支給する遺族給付金（一時金）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第59条第1項各号のいずれかに該当する者が老齢給付金の支給を受ける前に死亡した場合

第54条第1号イ(イ)に定める額（以下この条において「坑内員老齢年金（終身年金）」という。）に10を乗じて得た額と同号イ(ロ)に定める額（以下この条において「坑内員老齢年金（加算年金）」という。）に3を乗じて得た額の合算額の2分の1に相当する額

- (2) 第59条第1項各号のいずれかに該当する者であつて、老齢給付金の支給を受けている者のうち坑内員老齢年金（加算年金）の支給を受けている者が死亡した場合

坑内員老齢年金（終身年金）に10を乗じて得た額から既に支給された老齢給付金のうち坑内員老齢年金（終身年金）に相当する額を控除した額と、坑内員老齢年金（加算年金）に、その者が死亡した日の属する月の翌月から老齢給付金の支給を開始した月から5年を経過する月の前月までの月数を12で除して得た数（その数が3を超えるときは3とする。）を乗じて得た額から、既に支給された老齢給付金のうち坑内員老齢年金（加算年金）に相当する額を控除した額（当該額が負となるときは零とする。）の合算額の2分の1に相当する額

- (3) 第59条第1項各号のいずれかに該当する者であつて、老齢給付金の支給を受けている者のうち坑内員老齢年金（加算年金）の支給期間が経過した者が死亡した場合

坑内員老齢年金（終身年金）に10を乗じて得た額から既に支給された老齢給付金のうち坑内員老齢年金（終身年金）に相当する額を控除した額（当該額が負となるときは零とする。）の2分の1に相当する額

2 第59条第2項各号に該当する者の遺族に一時金として支給する遺族給付金（一時金）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第59条第2項各号のいずれかに該当する者が老齢給付金の支給を受ける前に死亡した場合

第54条第1号ロに定める額（以下この条において「坑外員老齢年金」という。）に3を乗じて得た額の2分の1に相当する額

- (2) 第59条第2項各号のいずれかに該当する者であつて、老齢給付金の支給を受けている者が死亡した場合

坑外員老齢年金の額に、その者が死亡した日の属する月の翌月から老齢給付金の支給

を開始した月から5年を経過する月の前月までの月数を12で除して得た数（その数が3を超えるときは3とする。）を乗じて得た額から既に支給された坑外員老齢年金の額を控除した額（当該額が負となるときは零とする。）の2分の1に相当する額

第6章 掛金

（掛金）

第62条 基金は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、毎月、事業主から掛金を徴収する。

（標準掛金）

第63条 掛金のうち、標準掛金の額は250円に、前事業年度の末日現在における加入者の数を乗じて得た額とする。

（確定給付企業年金の掛金相当額）

第64条 加入者に係る確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）第11条第2号に規定する他制度掛金相当額は、9,000円とする。

（特別掛金）

第65条 掛金のうち、特別掛金は、過去勤務債務の額を償却するための掛金とする。

2 前項の特別掛金は、過去勤務債務の額が生じるまでの間、その拠出を行わない。

（事務費掛金）

第66条 基金の業務委託費又は基金の事務費に充てるための事務費掛金は、零とする。

（掛金の負担割合）

第67条 事業主は、掛金の全額を負担する。

（掛金の納付）

第68条 事業主は、毎月の掛金を毎月末日（金融機関の休業日である場合には前営業日）までに基金に納付する。

（財政再計算）

第69条 基金は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、少なくとも5年ごとに、掛金の額を再計算した結果に基づく掛金を適用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、基金は、加入者の数が著しく変動した場合その他の規則第50条各号に定める場合には、速やかに、掛金の額を再計算する。

（積立金の額の評価）

第70条 基金の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、次項に定めるものを除き、時価により評価する。

2 「確定給付企業年金制度について」（平成14年3月29日年発第0329008号）の別紙3「確定給付企業年金の積立金の評価方法について」（以下「積立金評価方法基準」という。）に定める有価証券等については、同基準1(1)の適用範囲及び同基準1(2)の保有区分に応じて、金融商品に係る会計基準及び日本公認会計士協会公表の「金融商品会計に関する実務指針」に準拠した評価額とする。ただし、積立金評価方法基準に定める満期まで所有する積極的な意思及び満期まで所有する能力を年金数理人が認めない場合には、同基

準1(2)②の満期保有目的の債券であっても、時価をもって評価額とする。

第7章 積立金の積立て

(継続基準の財政検証)

第71条 基金は、毎事業年度の決算において、前条の規定により評価した積立金の額が、責任準備金の額(法第60条第2項に規定する責任準備金の額をいう。以下同じ。)から許容繰越不足金の額を控除した額を下回る場合には、当該事業年度の末日を計算基準日として掛金の額を再計算する。

2 前項の許容繰越不足金の額は、責任準備金の額に100分の15を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定による再計算の結果に基づく掛金の額は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の初日までに適用する。

(非継続基準の財政検証)

第72条 事業主は、毎事業年度の決算において、時価で評価した積立金の額が、最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条の規定により必要な額を翌々事業年度から特例掛金として拠出する。

2 前項の最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日(以下この条において「基準日」という。)までの加入者期間に係る給付(以下「最低保全給付」という。)の額の現価の合計額とする。

3 前項の最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 基準日において、年金給付の支給を受けている者
当該年金給付

(2) 基準日において、加入者期間が20年以上である者(加入者を除く。)
その者が60歳に達したときに支給される老齢給付金

(3) 基準日において、加入者であって、加入者期間が20年以上である者
その者が基準日に加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる老齢給付金の額(坑内員給付額算定期間が20年以上の加入者である場合は、第54条第1号イに規定する坑内員老齢年金を選択するものとする。)に1を乗じて得た額

(4) 基準日における加入者(前号に規定する者を除く。)
その者が基準日に加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる脱退一時金の額(第57条第2号に該当し加入者の資格を喪失したものとする。)に1を乗じて得た額

(臨時拠出による特例掛金)

第73条 当該事業年度において積立金の額が零となることが見込まれる場合にあっては、基金は、当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充てるため必要な掛金の額を事業主から特例掛金として徴収する。

第8章 積立金の運用

(基金資産運用契約)

- 第74条 基金は、法第66条第1項の規定に基づき、積立金の運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、基金を受益者とする年金信託契約を信託会社と、基金を保険金受取人とする生命保険契約を生命保険会社と投資一任契約を金融商品取引業者とそれぞれ締結するものとする。
- 2 基金は、前項の規定により投資一任契約を締結する場合においては、法第66条第2項の規定に基づき、基金を受益者とする年金特定信託契約を信託会社と締結するものとする。
- 3 第1項の年金信託契約の内容は、令第40条第1項及び規則第71条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。
- (1) 基金に支払うべき支払金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けるための要件を満たしたときに支払うものであること
- (2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること
- 4 第1項の生命保険契約の内容は、令第41条並びに規則第72条及び第73条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。
- (1) 基金に支払うべき保険金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること
- (2) 保険料と保険金とは相殺しないものであること
- 5 第1項の投資一任契約の内容は、令第41条に規定するものでなければならない。
- 6 第2項の年金特定信託契約の内容は、令第40条第2項に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。
- 7 第1項にかかわらず、基金は、法第66条第4項の規定に基づき、令第43条に定める金融機関等を相手方として契約を締結し、預金又は貯金の預入、有価証券の売買その他令第44条に定める方法により積立金を運用することができるものとする。この場合において基金は、法第66条第5項の規定に基づき、当該運用に係る積立金の管理の委託に関する契約を締結するものとする。

(運用管理規程)

- 第75条 前条の契約に係る次の各号の事項は、運用管理規程において定めるものとする。
- (1) 基金資産運用契約（前条第1項の規定により締結される契約をいう。）の相手方（以下「基金資産運用機関」という。）の名称
- (2) 信託金又は保険料の払込割合
- (3) 支払金又は保険金の負担割合
- (4) 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う基金資産運用機関
- (5) 資産の額の変更の手続き
- 2 運用管理規程の策定は、代議員会の議決を経て決定する。また、前項第1号に規定する事項を変更する場合においても同様とする。
- 3 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更は、理事会の議決を経て決定する。

- 4 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更であって、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるものとして運用管理規程で定める場合においては、前項の規定にかかわらず、理事長の専決をもって決定することができる。
- 5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(積立金の運用)

第76条 基金は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用指針)

第77条 基金は、積立金の運用に関して、運用の目的その他規則第83条第1項各号に掲げる事項を記載した基本方針（以下「基本方針」という。）を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

- 2 基本方針は、法令に反するものであってはならない。
- 3 基金は、基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを基金資産運用機関に交付しなければならない。ただし、生命保険の契約であって、当該契約の全部において保険業法（平成7年法律第105号）第116条第1項に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものの相手方については、この限りでない。

(分散投資義務)

第78条 基金は、積立金を、特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。

(政策的資産構成割合)

第79条 基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

- 2 基金は、前項の資産の構成割合の決定及び維持に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない。

(資産の状況の確認)

第80条 基金は、毎事業年度の末日において、第74条第1項及び第4項の規定による運用に係る資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(基金資産運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第81条 基金は、基金資産運用契約（第74条第1項の規定により締結される同項の契約又は同条第4項の規定により締結される投資一任契約をいう。）に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

第9章 年金通算

(中途脱退者の選択)

第82条 この基金は、基金の中途脱退者（この基金の加入者の資格を喪失した者であって、第56条に該当するものをいう。以下同じ。）に対して、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換を

する。

- (1) 速やかに、脱退一時金を受給すること
 - (2) 第86条第1項の規定に基づき、速やかに、脱退一時金相当額を企業年金連合会（法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）へ移換することを申し出ること
 - (3) この基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金を受給すること
 - (4) 第86条第1項の規定に基づき、この基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金相当額を連合会に移換することを申し出ること
- 2 前項第3号又は第4号を選択した基金の中途脱退者が、この基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に、脱退一時金を受給すること又は次条第1項、第84条第1項、第85条第1項若しくは第86条第1項の規定により脱退一時金相当額を移換することを申し出た場合には、前項の規定による選択にかかわらず、基金は、当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換をする。

（他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）

- 第83条 この基金の中途脱退者は、他の確定給付企業年金（以下この条において「移換先確定給付企業年金」という。）の加入者の資格を取得した場合であって、移換先確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等（資産管理運用機関及び企業年金基金をいう。以下同じ。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。
- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後6月以内に、移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。
 - 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
 - 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。
 - 5 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

（存続厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換）

- 第84条 この基金の中途脱退者は、存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）の加入員の資格を取得した場合であって、当該存続厚生年金基金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該存続厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後 6 月以内に、当該存続厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。
- 3 第 1 項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日又は当該存続厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して 3 月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。
- 5 この基金は、第 2 項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

- 第 8 5 条 この基金の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法（平成 1 3 年法律第 8 8 号）第 2 条第 8 項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（同法第 2 条第 1 0 項に規定する個人型年金加入者をいう。以下同じ。）の資格を取得したときは、この基金に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第 2 条第 5 項に規定する連合会（以下「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。
- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後 6 月以内に、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。
 - 3 第 1 項の申出は、この基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
 - 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。
 - 5 この基金は、第 2 項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(連合会への脱退一時金相当額の移換)

- 第 8 6 条 この基金の中途脱退者は、この基金に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出ることができる。
- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後 6 月以内に、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。
 - 3 第 1 項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
 - 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。
 - 5 この基金は、第 2 項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該基金の中途脱

退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(中途脱退者への基金の説明義務)

第87条 この基金は、基金の中途脱退者に対して、第83条第1項、第84条第1項、第85条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、説明しなければならない。

第10章 解散及び清算

(解散)

第88条 この基金は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに解散する。

- (1) 法第85条第1項の規定による認可があったとき
- (2) 法第102条第6項の規定による基金の解散の命令があったとき
- 2 基金は、前項第1号の認可を受けたときは、遅滞なく、同号の認可を受けた旨を実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に周知させなければならない。

(解散時の掛金の一括徴収)

第89条 この基金が解散する場合において、当該解散する日における積立金の額が、当該解散する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、基金は、当該下回る額を、事業主から掛金として一括して徴収する。

(支給義務の消滅)

第90条 基金は、基金が解散したときは、この基金の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給又は第83条第2項、第84条第2項、第85条第2項若しくは第86条第2項の規定により解散した日までに移換すべきであった脱退一時金相当額でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

(清算人)

第91条 この基金の清算人は、この基金が解散したときにおけるこの基金の理事とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。
 - (1) 前項の規定により清算人となる者がいないとき
 - (2) この基金が第88条第1項第2号の規定により解散したとき
 - (3) 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき
- 3 清算人の職務の執行に要する費用は、この基金が負担する。

(残余財産の分配)

第92条 この基金の残余財産は、清算人が、その解散した日においてこの基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「終了制度加入者等」という。）に分配する。

- 2 前項の規定により残余財産を分配する場合において、各終了制度加入者等に分配する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 残余財産の額が、この基金が解散した日（以下この条において「解散日」という。）を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額（以下この条において「解散日

の最低積立基準額」という。)を上回る場合

次のイ及びロに掲げる額を合算した額

イ 各終了制度加入者等に係る解散日の最低積立基準額

ロ 残余財産の額から解散日の最低積立基準額を控除した額に、次の(イ)に掲げる額を(ロ)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

(イ) 各終了制度加入者等に係る解散日の最低積立基準額

(ロ) 解散日の最低積立基準額

(2) 残余財産の額が、解散日の最低積立基準額以下である場合

次のイ及びロに掲げる者の区分に応じて、当該イ及びロに定める額

イ 解散日における受給権者及び加入者期間が20年以上である加入者であった者
(以下この号において「受給権者等」という。)

各受給権者等に係る解散日の最低積立基準額。ただし、各受給権者等に係る解散日の最低積立基準額の総額が残余財産の額を上回っている場合にあっては、当該残余財産の額に次の(イ)に掲げる額を(ロ)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

(イ) 各受給権者等に係る解散日の最低積立基準額

(ロ) 各受給権者等に係る解散日の最低積立基準額の総額

ロ 解散日における加入者(受給権者等を除く。以下ロにおいて同じ。)

残余財産を受給権者等に分配した後の残余に次の(イ)に掲げる額を(ロ)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

(イ) 各加入者に係る解散日の最低積立基準額

(ロ) 各加入者に係る解散日の最低積立基準額の総額

3 第1項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等にその全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

(連合会への残余財産の移換)

第93条 終了制度加入者等(基金が解散した日において基金が老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条及び次条において同じ。)は、清算人に、残余財産(前条第1項の規定により各終了制度加入者等に分配される残余財産をいう。以下この条及び次条において同じ。)の連合会への移換を申し出ることができる。

2 前項の申出があったときは、この基金は、連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。

3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、前条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

(国民年金基金連合会への残余財産の移換)

第94条 終了制度加入者等は、個人型年金加入者の資格を取得したときは、清算人に、残余財産の国民年金基金連合会への移換を申し出ることができる。

2 前項の申出があったときは、この基金は、国民年金基金連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。

3 国民年金基金連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第92条第1項

の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

第 1 1 章 福祉事業

(福祉事業)

第 9 5 条 この基金は、加入者等の福祉を増進するため、福利及び厚生に関する事業を行うことができる。

2 前項の事業の実施に関し必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第 1 2 章 雑則

(業務の委託)

第 9 6 条 基金は、三井住友信託銀行株式会社に年金数理に関する業務を委託する。

2 基金は、三井住友信託銀行株式会社に、年金資産及び年金債務の将来予測（運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析（リスク・リターン分析等）及び関連業務（最適資産構成に関する相談・助言等）を含む。）に関する業務を委託することができる。

3 事業主は、三井住友信託銀行株式会社に、運用実績に係る統計の作成に関する業務を委託することができる。

4 基金は、前 3 項に規定する業務のほか、連合会に、給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集・整理又は分析に関する業務を委託することができる。

(事業年度)

第 9 7 条 基金の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

(基金の理事の行為準則)

第 9 8 条 基金の理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び規約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 基金の理事は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、基金資産運用契約を締結すること

(2) 積立金の運用に関し特定の方法を指図すること

(業務概況の周知)

第 9 9 条 この基金は、業務の概況について、毎事業年度 1 回以上、当該時点における次の各号に掲げる事項（第 2 号から第 6 号までに掲げる事項にあっては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。）を加入者に周知させなければならない。

(1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計

(2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数

(3) 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況

(4) 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況

- (5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
 - (6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
 - (7) 基本方針の概要
 - (8) その他基金の事業に係る重要事項
- 2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。
- (1) 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
 - (2) 書面を加入者に交付する方法
 - (3) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
 - (4) 電子情報処理組織を使用する方法により加入者に提供する方法
 - (5) その他周知が確実に行われる方法
- 3 基金は、周知事項について、加入者以外の者であって基金が給付の支給に関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努める。

（届出）

- 第100条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、30日以内に、その旨をこの基金に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による死亡の届出は、基金に対し、届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行うものとし、受給権者の死亡を証する書類を添付するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、情報提供等記録開示システムを通じて取得した同項に定める書類の内容に係る情報の提供を受けた場合であって、基金により当該書類の内容に係る情報の確認が行われたときは、当該書類の添付を省略することができる。

（報告書の提出）

- 第101条 基金は、毎事業年度終了後4月以内に、事業報告書及び決算に関する報告書を作成し、地方厚生（支）局長に提出しなければならない。
- 2 前項の事業報告書には、次の各号に掲げる事項を記載する。
- (1) 加入者及び給付の種類ごとの受給権者に関する事項
 - (2) 給付の支給状況及び掛金の拠出状況に関する事項
 - (3) 積立金の運用に関する事項
- 3 第1項の決算に関する報告書は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類
- 4 基金は、第1項の書類を基金の事務所に備え付けて置かなければならない。

- 5 加入者等は、基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第102条 基金が厚生労働大臣（規則第121条の規定に基づき厚生労働大臣の権限が地方厚生（支）局長に委任されている場合にあっては、地方厚生（支）局長）に提出する規則第116条第1項各号に掲げる年金数理に関する業務に係る書類は、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、記名したものでなければならない。

(法令等の適用)

第103条 この規約に特別の定めがあるもののほか、この基金に係る業務の執行に関し必要な事項は、法、令、規則その他関係法令及び厚生労働省が発出する通知に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和8年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(石炭鉱業年金基金からの移行)

第2条 基金は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号。以下「令和7年法律」という。）附則第34条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて、施行日に、同項に規定する企業年金基金となり、石炭鉱業年金基金（石炭鉱業年金基金法（昭和42年法律第135号）に基づき設立された石炭鉱業年金基金をいう。以下「承継元基金」という。）の坑内員（令和6年3月31日現在において効力を有する承継元基金の定款（以下「旧定款」という。）第47条第1号に定める坑内員をいう。以下同じ。）及び坑内員であった者並びに坑外員（旧定款第47条第2号に定める坑外員をいう。以下同じ。）及び坑外員であった者への年金たる給付及び一時金たる給付の支給に係る業務に関するもの（社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令第2条に規定する権利及び義務をいう。）を、施行日に、承継元基金から承継する。

- 2 施行日の前日において、承継元基金の受給権を取得している者は、支給に関する権利義務が承継された給付について、施行日に、この基金の受給権者となり、その給付の内容については、なお従前の例による。
- 3 第1項の権利義務の承継が行われた場合にあっては、この基金は、承継元基金から、必要積立金額に相当する額（国民年金基金規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第48号）第5条により改正された石炭鉱業年金基金法施行規則（昭和42年厚生省令第41号）第42条に規定する基金から企業年金基金に移換する額をいう。以下「必要積立金額に相当する額」という。）の移換を受けるものとする。
- 4 前項の場合において、承継元基金の規約において、当該承継元基金の資産の一部を清算の終了前に移換することができることが定められている場合は、基金は、当該規約の定めるところにより、承継元基金の清算の終了前に、資産の一部の移換を受けることができる。
- 5 前項の規定により清算の終了前に承継元基金の資産の一部の移換を受けた場合で、当該移換を受けた額が基金が受ける必要積立金額に相当する額の確定額を上回るときは、当該上回る額を清算の目的の範囲内において存続している承継元基金に返還する。

(資格取得及び加入者期間に関する経過措置)

第3条 施行日において厚生年金保険の船員以外の第3種被保険者に該当する者及び厚生年金保険の第1種被保険者又は第2種被保険者に該当する者（ただし、施行日において承継元基金の坑内員老齢年金（旧定款第61条に定める坑内員老齢年金をいう。）の支給要件を満たしている者及び同日において坑外員老齢年金（旧定款第66条に定める坑外員老齢年金をいう。）の支給要件を満たしている者は除く。）は、第40条の規定にかかわらず、施行日に、加入者の資格を取得する。

2 前項の規定により加入者の資格を取得した者のうち、施行日の前日において承継元基金の坑内員又は坑外員である者（以下「承継加入者」という。）の次の各号に定める期間は、施行日に、第42条第1項に規定する加入者期間に算入するものとする。

(1) 旧定款第50条に規定する坑内員期間（承継元基金の坑内員であった期間を有する者に限る。）

(2) 旧定款第51条に規定する坑外員期間（承継元基金の坑外員であった期間を有する者に限る。）

3 承継加入者のうち、承継元基金の坑内員であった期間を有する者の前項第1号に定める期間は、施行日に、第42条第2項に規定する坑内員給付額算定期間に算入するものとする。

4 第39条の規定にかかわらず、承継加入者については、同条中「第53条の規定により老齢給付金の支給要件を満たした者」を「第53条及び附則（令和8年8月1日施行）第4条の規定により老齢給付金の支給要件を満たした者」と読み替えるものとし、第41条第4号の規定にかかわらず、同号中「第53条の規定により老齢給付金の支給要件を満たした」を「第53条及び附則（令和8年8月1日施行）第4条の規定により老齢給付金の支給要件を満たした」と読み替えるものとする。

（承継加入者の給付に関する経過措置）

第4条 承継加入者の給付の額及び最低保全給付の算定においては、第53条第1項、同条第2項、第59条第1項第1号、同項第2号、同条第2項第1号、同項第3号及び第72条第3項第2号中「60歳」を「55歳」と読み替えるものとする。

（掛金に関する経過措置）

第5条 第63条の規定にかかわらず、施行日の属する月から令和9年3月までの各月における標準掛金の額は、15,866円とする。

（財政再計算に関する経過措置）

第6条 第69条第1項の規定にかかわらず、初回の掛金の額の再計算は、遅くとも令和12年3月末日を基準日として行うものとする。

（事業年度の経過措置）

第7条 第97条の規定にかかわらず、基金の最初の事業年度は施行日に始まり、令和9年3月末日に終わるものとする。

（連合会に関する経過措置）

第8条 第82条第1項第2号に規定する連合会は、平成25年改正法附則第70条に規定する連合会の設立までの間、同法附則第3条第13号に規定する存続連合会とする。

別表第 1

実施事業所の名称及び所在地

名 称	所在地
釧路コールマイン株式会社	北海道釧路市興津 5 丁目 2 番 2 3 号